

**「江戸川区男女共同参画推進計画(第2次)」
策定に向けての提言**

**平成29年1月
江戸川区男女共同参画推進区民会議**

《はじめに》

江戸川区男女共同参画推進区民会議は、平成 28 年 8 月に江戸川区長から委嘱を受け、平成 19 年 3 月に策定された江戸川区男女共同参画推進計画「ともに輝き 明日を拓く 区民とあゆむ えどがわプラン」を改定するにあたり、盛り込むべき事項について検討してまいりました。

現行計画が公表されて 10 年が経ち、男女平等や多様な個性を尊重する意識は広まってきました。しかし一方で、仕事と生活の両立の困難さや、子育て・介護の負担の増大など、女性が社会で活躍できる環境は必ずしも整ってきたとはいえません。男女共同参画社会の実現に向けて、少子高齢化の進行、社会情勢や生活環境の変化に対応すべく、女性の継続就労や再就職の課題、男性の就業環境の改善や子育ての協同など、さらなる取組みが求められています。

国は平成 27 年 8 月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を成立し、事業主に対し女性の採用・登用・能力開発等に関する事業主行動計画の策定を義務付けました。また、同年策定された「第 4 次男女共同参画基本計画」では目指すべき社会として、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」を掲げています。

江戸川区男女共同参画推進区民会議による本提言は、こうした国の計画等や区の現状を踏まえ、私たちが日々の生活や仕事で感じる具体的な問題を通じた活発な意見交換のもと、男女共同参画社会のあるべき姿を議論し、計画に盛り込んで貰いたい事柄をまとめたものです。

江戸川区がこの提言を計画策定に可能な限り活かし、全ての区民がいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組まれますことを全委員願っております。

平成 29 年（2017 年）1 月

江戸川区男女共同参画推進区民会議
会長 横山 和子

目次

提言書の位置づけ	1
区民会議で扱った目標と課題	1
計画策定に向けた提言	2
重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	2
重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	6
重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	9
資料	14
1 江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱	14
2 提言までの経緯	15
3 江戸川区男女共同参画推進区民会議委員名簿	16

提言書の位置づけ

江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）は、江戸川区男女共同参画推進計画（以下、「計画」という。）策定に向けた提言を行うことを目的に、学識経験者、関係団体の代表及び公募区民で構成されている。

区民会議では、「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」「男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」という目標実現に向け、各委員の生活実感や実体験を通して得た所見、専門的な知識などを背景にして、それぞれの課題について意見交換を行った。

この提言書は、区の現状や課題を踏まえ、男女共同参画社会のあるべき姿の実現に向けて、計画に盛り込むべき事柄に関する区民会議の意見を集約したものである。

区民会議で扱った目標と課題

< 男女共同参画社会の推進に向けて >

重点目標 1

仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題 就業における男女共同参画の推進

課題 ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

重点目標 2

男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題 男女共同参画の理解促進と教育の充実

課題 地域活動への男女共同参画による活性化

重点目標 3

男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題 困難を抱えた人への支援

課題 生涯を通じた健康支援

課題 すべての暴力の根絶

計画策定に向けた提言

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題1 就業における男女共同参画の推進

現状と課題

男女がともにいきいきと暮らすためには、仕事と家庭、地域活動等をバランスよく両立していくことが重要である。しかし、仕事をしている男性の6割以上が日常的に1時間以上の残業をしている一方で、家事に費やす時間は女性に比べ少ない状況である。近年、女性の社会進出が進み「女性が職業を持ち続けることは大事である」という意識が高まりつつあるものの、いまだに女性が家事・育児の多くを担っており、理想と実態に乖離がある状況が続いている。

さらに、男性の育児休業取得率は、1割以下という低い状況であり、男性が育児休業を取得していない理由としては、仕事の忙しさや育児休業をとりにくい職場の雰囲気があることなどが挙げられている。子育てや家事を女性に任せ、男性は仕事に専念するという固定的性別役割分担意識¹が根強く残っていることが、女性に過度な負担をかける要因となっている。

区民委員の主な意見

1 男性中心型労働慣行²の改善

正規雇用と非正規雇用の区別がなく、ライフスタイルに応じて就労時間を選択できる制度などを事業所が構築することが望ましい。そのためには、事業主の意識改革と取組みへの支援が重要である。

経営者が先頭に立ち、働きやすい環境をつくるという意識を持ち、実践していくことが重要である。中小企業が多い江戸川区で、ワーク・ライフ・バランスを推進するまちとしての特色が出てくると良い。

-
- 1 固定的性別役割分担意識...「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要的業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由に役割を固定的に分ける考え方。
- 2 男性中心型労働慣行 ...勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

2 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

職場における「男性の家事・育児に対する消極的な雰囲気」が、男性の家事・育児への参加に大きく影響するため、まずは職場の雰囲気づくりが大事である。

女性の負担を軽減するため、男性の育児休業取得促進に向けた雰囲気づくりができるよう、行政が積極的に啓発活動を行っていく必要がある。

子どもの健やかな成長には、母親だけでなく、父親も子育ての尊さをしっかりと理解し、幼児期から協力して子育てすることが望ましい。夫婦で子育てを学ぶために、子どもの健診や子育て支援の講座などに参加できるよう、休暇を取得しやすい環境づくりが進むと良い。

女性の活躍や女性管理職の増加が求められているが、家事や育児等に加え仕事量も増加すると、女性への負担が増えてしまうことになる。女性の置かれている状況を把握し、適正な配慮を行うために、男性側の意識を変えてもらう勉強会や、事業主の意識を変えていく取組みを行うことが必要である。

女性側にも潜在的に「自ら積極的に行動するのではなく、男性にあわせて後ろからついていこう」という固定的性別役割分担意識があるため、女性自身の男女共同参画への意識改革も必要である。

3 女性の活躍推進

子育てしながら働き続けられる柔軟な就業規則があると、女性の就業率も少しずつ上昇することに変わる。

育児をしながらフルタイムで勤務をすることは大変であるので、ライフステージに応じ、勤務時間を調整できる柔軟な仕組みがあると働きやすい。事業主側も従業員側も「落ち着いたらフルタイムで再び働くことができる」という共通認識ができていれば、安心した就労・育児ができる。

仕事の経験・教育不足の状態が無理に女性を管理職に登用すると、軋轢が生じる恐れがある。職場における男女平等の意識啓発や女性の能力の開発・発揮のための支援が必要である。

男性が「管理職に昇進することで、自分自身で決められる事柄が多くなる」と考える人が多いように、女性も「昇進することで自らの時間をマネジメントできるようになり、より働きやすくなる」と前向きに考えられるよう、啓発していくことが必要である。

女性の管理職は少なく、孤独で悪戦苦闘している人が多いと思われる。ロールモデル（模範例）を情報共有できる機会があると良い。

管理職が女性の活躍推進への啓発活動を進めなければ、女性の雇用促進や能力開発は進んでいかない。リーダーシップを持って、組織全体で社員の意識向上を進める必要がある。

提言

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、男女共同参画において最も重要なことである。仕事と家庭の両立を推進するためには、長時間労働のような男性中心型労働慣行といわれる働き方の改善や、育児・介護に対する職場や上司の理解が重要となる。男性も、家事・育児・介護等を自らの問題と捉え、女性の家庭的負担を軽減するために協力するという意識を持つことで、女性が幅広い分野で能力を発揮し活躍できる社会の形成へとつながる。また、女性に対し管理職に昇進する利点などを周知し、登用のイメージアップを図り、意欲をもって能力を向上・発揮できるよう啓発を行うことも重要である。

課題2 ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

現状と課題

本区の女性就業率から分析すると、結婚や出産、育児をきっかけに退職し、子どもの幼少期は子育てに専念し、その成長に合わせ、非正規職員として復帰する女性が多い傾向にある。

また、現在働いていない就学前児童の母親を対象とした意識調査によると、働くことを望んでいる割合が7割と高い。そのため、出産・育児等により離職した人の復職・再就職への支援体制の構築が望まれている。

さらに、東京都の世論調査によると「男女平等参画社会の形成に向けた行政への要望」としては、保育・介護の施設やサービスなどの支援体制の充実が求められている。

区民委員の主な意見

1 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

待機児童の解消や育児・介護の負担を軽減する仕組みづくりを強化すべきである。

子育て中で、働きたいが働けない女性を減らすために、保育所を増設していただきたい。

就労支援の面から、すすくスクール事業の時間延長を検討していただきたい。

2 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

子育て中の女性が職場復帰できる環境を整えるため、行政とともに企業も方策を考えなくてはならない。

出産・育児等により離職した人たちの再就職に向けた講習等が充実すると良い。

提言

江戸川区は23区の中で合計特殊出生率³と出生数が高く、子育てしやすい区というイメージがある。こうした区の特長を生かし、育児や介護等を抱えていても、女性が安心して就労を継続できる環境づくりを行うことが、江戸川区のさらなる魅力を高めていくことにつながる。

3 合計特殊出生率...15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す。

重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題1 男女共同参画の理解促進と教育の充実

現状と課題

男女の地位の平等感について、社会全体では、いまだ「男性優遇」と感じる人が多い。また、「男性は仕事、女性は子育てや家事」といった固定的性別役割分担意識が根強く残っている。このような社会通念や意識を改善するためには、男性側だけではなく女性側も、積極的に社会に参画する意識を持ち、区民全体で男女共同参画に対する理解を深める必要がある。

また、多様性を認め合う社会を実現するためには、人権教育として、性的指向⁴に関する少数者、性同一性障害⁵の人などの性的マイノリティ⁶への理解を進めることも必要である。東京都の人権に関する世論調査では、性的マイノリティに対する人権について、約半数の人が尊重されていないと感じており、社会全体で多様な性への理解と人権の尊重に対する意識を高めていくことが求められている。

区民委員の主な意見

1 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

職場における平等について、男女がすべて同じ仕事をするのではなく、お互いを理解し、個人のライフステージに応じて配慮していくことが大切である。性別の違いに対する配慮や尊重があるからこそ働き続けられ、仕事でも良い結果が生まれてくる。

事業主や管理職が、「子育ては男女平等で担う」という認識を持ち、女性と同様に子育て中の男性にも仕事量の調整や時間的配慮ができる環境になると、男女ともに継続して長く働き続けることができる。

官公庁が率先して、職場における男女共同参画のモデルにならなければいけない。

育児休業取得者が復職後にブランクを乗り越えて即戦力となれるよう、定期的な職場の情報提供と教育を行っていかなければならない。

長く続いてきた固定的性別役割分担意識が、男性だけではなく、女性にも根付いているため、女性の意識を改革していく教育も必要である。

4 性的指向 …いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするかをいう、人間の根本的な性傾向。

5 性同一性障害 …出生時に割り当てられた性別とは異なる性の自己意識を持つために、自らの身体的性別に持続的な違和感を持つ状態。

6 性的マイノリティ …「出生時に判定された性別（身体の性）と性自認（自分が認識している自分自身の性別）が一致し、かつ、性的指向が異性」というパターンに当てはまらない人たち。LGBTなどとも呼ばれる。

2 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進

LGBT⁷を理由に子どもがいじめられるなど重大な問題になっているため、教育現場での理解を深め、LGBTの子どもへの誠意ある対応を願う。

性同一性障害の方のトイレの利用について、男性でも女性でも使用できる「だれでもトイレ(多目的トイレ)」の設置数を増やすことが、問題解決の方法として取り組みやすい。

LGBTや性別による差別、偏見については、人権課題として捉える必要があり、学校で人権教育を地道に教えていくことが重要である。

区の「女性センター」という施設名称が、男性やLGBTの方には施設を利用しにくくしていると聞いている。男性やLGBTの相談希望者への対応を考え、男女共同参画センターなどの名称変更を期待する。

次期計画では、LGBTについてのデータや説明を正確に掲載し、充実したものにしたい。

テレビやインターネットなどのメディアから発信される情報の中には、人権侵害にあたるような言動・行為が含まれている。誤った女性像や家庭像により、人権侵害行為につながってしまう恐れがある。目指すべき理想の社会や家庭像を子どもたちがしっかりと描けるよう啓発活動を行うことが必要である。

提言

性別によって一人ひとりの可能性が狭められることなく、個性と能力を発揮できるよう、男女平等意識の更なる啓発を区民全体へ進める必要がある。特に、固定的性別役割分担意識改善のためには、事業主や管理職側の意識改革を促し、男女問わず広く従業員に浸透するよう啓発活動をすることが求められる。男女がお互いを理解、尊重した上で、育児や介護などライフステージに応じた配慮を行うことが大切である。

また、男女の性別、性的マイノリティへの偏見などを人権課題と捉え、広い視野でそれぞれの違いを認め尊重し合う社会を形成していくため、学校における人権教育を推進するとともに、地域や家庭での人権に対する理解促進が必要である。

今後は、女性だけでなく男性や性的マイノリティの相談支援体制の拡充も求められる。

7 LGBT...代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉。L レズビアン(女性同性愛者) G ゲイ(男性同性愛者) B バイセクシュアル(両性愛者) T トランスジェンダー(身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)。

課題2 地域活動への男女共同参画による活性化

現状と課題

本区の審議会における女性委員の比率は増加傾向にあるが、こうした意思決定過程への女性の参画は、まだまだ少ない状況である。一方で、地域活動への参加は男性より女性の方が多く、女性の参画意欲が比較的高いようである。しかしながら、30～40歳代の参加率は男女ともに低く、仕事や子育て等により地域活動に参加できないケースが多く、年代によって参加率の差が大きい状況である。

また、町会・自治会などにおける地域活動では、自主防災組織を結成し、自発的な防災活動も行っている。こうした活動は、区の防災対策における「共助」の基盤ともなることから、平常時からの訓練等において女性の視点などを取り入れ、より多様な防災対策を考えていくことが重要である。しかし、区の世論調査によると、町会・自治会などが実施する防災訓練の参加は男女ともに約2割と低いため、幅広い年代の参加が求められる。

区民委員の主な意見

1 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動への参加を促進するためには、子育てや仕事で参加しにくい人たちにも参加できるような工夫が必要である。

区の各種審議会委員の割合ができるだけ男女で同比率になるよう、検討していただきたい。

2 多様な視点を反映した地域防災力の向上

マンションや町会の防災訓練を平日の昼間に実施する場合には、仕事をしている男性は参加が難しく、女性しか参加できない。

地域の防災訓練は女性の参加者が多いにも関わらず、防災会議委員には女性が少ない。災害時には男性に主導してほしいという意識が女性にあると感じる。

提言

町会・自治会などの地域活動の場においては、女性の参加は多く見られるものの、女性自身の考え方や固定的性別役割分担意識などから、組織の代表者は男性である場合が多い。女性の視点を反映させるためにも、意思決定の過程に多くの女性が参加していくことが求められる。地域活動に幅広い年代の男女が参画できるように、子育てや仕事等で参加しにくい人が参加できる工夫や、きっかけづくりを進めていくことが必要である。なお、地域防災力の向上のためには、幅広い年代の男女が参加しやすい防災訓練の実施や、男女共同参画の視点からの防災対策への取り組みなどが求められる。

重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題 1 困難を抱えた人への支援

現状と課題

厚生労働省の調査によると、母子世帯の約 5 割がパート・アルバイトなどの非正規雇用の就業であり、平均年間就労収入は、父子世帯に比べ約半分となっている。また、本区の児童育成手当⁸ 受給世帯のうち 9 割以上が母子世帯であり、母子世帯の安定した収入確保のための支援が求められている。さらに、ひとり親世帯の多くは、子どもの「教育・進学」や「しつけ」についての悩みを抱えており、子育てのサポートなどが必要とされている。

また、本区の 75 歳以上の高齢者のうち、2 割近くがひとり暮らしをしており、そのうち 7 割以上が「女性」である。単身高齢者の中には、生活保護受給者より生活が困難なケースもあり、生活支援の充実が求められている。

区民委員の主な意見

1 ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

ひとり親家庭の母親は、低賃金で働いているケースが多く、生計を立てることは非常に苦しい。勤務体系の配慮や子どもを預けることができるサポート体制など、安心して長時間働くことのできる環境整備が必要である。

ひとり親家庭の中には、助けてもらえる場所や方法が分からないケースが多く、区役所へ相談に訪れることができない人も多い。援助を必要とする家庭やその家庭をサポートしようとする周囲の人たちが相談できるよう、ひとり親家庭の支援制度の周知や啓発を充実させてほしい。

2 困難を抱えた人の生活支援

区や地域、関係団体が連携して、困難を抱えている人の情報を集約し、支援できるシステムの構築が望ましい。

生活保護の不正受給を無くし、本当に必要な人への支援を手厚くする必要がある。

家族の介護を理由とした離職（介護離職）が年々増加しており、被介護者の年金と介護者自らの預貯金を取り崩して生活を送るため、介護者自身の老後が生活困窮に陥ることがある。介護離職を避けるための支援が必要である。

8 児童育成手当...離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親もしくは母親と生計を同じくしていない父子・母子世帯等の児童の福祉の増進を図るために設けられた手当。

単身高齢者等が、住み慣れた地域で健やかな生活を継続できるように、地域コミュニティで支え合う活動が盛んになることが望ましい。

提 言

女性は、男性に比べて経済的困難に陥りやすく、特に母子家庭や女性の高齢者単身世帯にその傾向が見受けられる。ひとり親家庭の親が正規雇用労働者として働くための就労支援や子育てへの支援体制が必要である。

また、増加する介護離職を防止するため、継続して就労するための相談や支援体制、啓発活動が必要である。さらに、見守りが必要な高齢者など、困難を抱えている人が地域で安心して暮らしていけるよう、区や地域、関係団体が情報を共有し、支援する体制づくりが求められる。

課題2 生涯を通じた健康支援

現状と課題

生涯を通じ、いきいきとした自分らしい生活を送るためには、健康であることが大切であり、健康づくりへの取組みが必要である。本区の主要死因のうち、3割が悪性新生物(がん)となっているものの、区のがん検診の受診率は、前立腺がんが2割、乳がん・子宮頸がんが2割以下という低い現状にある。その他の主要死因を占める心疾患(心臓病)や脳血管疾患(脳卒中)においても生活習慣との関わりが大きく、生涯を通じた健康保持のためには、定期的な健診の受診促進やライフステージに応じた健康づくりの取組みが求められている。

また、男女共同参画社会形成のためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、尊重し合うことが大切である。特に女性は、妊娠や出産、女性特有の疾患があるなど、男女が異なる健康問題に直面することにも留意しなければならない。

区民委員の主な意見

1 ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

事業者が行う定期健康診断だけでは発見できない病気もある。江戸川区では3割の方ががんで亡くなっているため、区のがん検診の必要性を啓発して、受診率を上げていくべきである。

区では、学校へのがん教育の出前授業を行っているが、このような若年世代からの啓発活動を今後も行っていきたい。

提言

生涯を通じて健康を保持していくためには、がん検診等の受診促進や生活習慣病の予防などの啓発活動が必要である。性別による身体的性差や女性特有の健康問題の理解など、若年世代からの教育を進めるとともに、各世代に応じた健康づくりの意識啓発も求められる。

課題3 すべての暴力の根絶

現状と課題

警視庁によると、配偶者からの暴力に関する相談件数は年々増加しており、相談者のうち9割以上は女性である。また、都の世論調査では、「配偶者や交際相手から暴力を受けた時の相談窓口があることを知らない」と回答した割合が4割となっており、DV⁹対策の更なる充実が求められる。

若年世代では、交際相手における暴力(デートDV)が問題になっている。デートDVを学習する機会が少ない若者ほど、デートDVへの認識が低く、被害を受けても相談をしないケースが多くある。セクシュアル・ハラスメントについては、被害者が「自分のせいなのでは」と一人で抱え込み、相談することができずに悩む女性が少なくない。

区民委員の主な意見

1 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

DVの一つに経済的DVがあるが、認知度が低く、自分がDVを受けていると気が付かないケースが多い。また、被害者が加害者に潜在的に依存している場合なども存在するため、被害者自身の認識を改善できるよう広くDVに対する啓発活動を進め、相談窓口の認知を高めることが必要である。

DV被害者が様々なサービスを受ける際、住所確認や本人確認が困難な場合があるため、安全に安心してサービスを受けられる取組みが望まれる。

2 暴力防止のための啓発

セクシュアル・ハラスメントや暴力の問題は、被害者が「自分が悪いのでは」と考える人が多く、周囲に相談できないことが多いため、「あなたは悪くない」ということを啓発することにより、隠れた被害者を救うことができる。

中学校で行っているデートDVの出前教室など、学習機会を増やす取り組みを区の施策として進めてほしい。

区が発行しているDV相談カードは、現在、区施設の女性用トイレに設置しているが、男性用トイレにも設置するとよい。置けるところはどこでも置くことが必要である。

⁹ DV...ドメスティック・バイオレンスの略称で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的な暴力。

すべての暴力行為は人権侵害行為として捉え、学校のみならず、地域や家庭といった場面でも、若年者に対して人権教育をしっかりと行っていく必要がある。

提 言

「すべての暴力は、重大な人権侵害である」という認識を区民一人ひとりが持てる啓発活動や、DVやセクシュアル・ハラスメント等に対する正しい理解を深めることにより、暴力を容認しない社会を形成していくことが必要である。若年者に対しても教育の場を通して、DVの未然防止に取り組むことも大切である。また、啓発活動に加え、相談窓口の周知及び被害者が安心して相談できる体制を充実していくことが求められる。

資料

1 江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

平成 16 年 5 月 1 日施行

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に当たり、広く意見を聴くため、江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 区民会議は、江戸川区男女共同参画推進計画に盛り込むべき事項について検討し、江戸川区長（以下「区長」という。）に提言する。

(委員)

第 3 条 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する 15 人以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 江戸川区民（江戸川区内に勤務する者及び在学する者を含む。）

(会長)

第 4 条 区民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、区民会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、第 2 条の提言をする日までとする。

(運営)

第 6 条 区民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて区民会議に委員以外の者の出席を求め、又は別の方法で委員以外の者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 区民会議の庶務は、経営企画部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営について必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

2 提言までの経緯

日 程	内容等
平成 28 年 8 月 26 日	第 1 回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none">・ 次期計画について・ 重点目標 1「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」について
平成 28 年 10 月 28 日	第 2 回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none">・ 重点目標 2「男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」について・ 重点目標 3「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」について
平成 29 年 1 月 20 日	第 3 回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none">・ 提言案最終まとめについて

3 江戸川区男女共同参画推進区民会議 委員名簿

	区分	氏名	団体等
1	学識経験者	よこやま かずこ 横山 和子 <会長>	東洋学園大学 現代経営学部教授
2		うらおか ゆみこ 浦岡 由美子 <副会長>	女性センター・区法律相談員 ふなぼり駅前法律事務所
3	区民委員	いけだ えり 池田 絵里	江戸川区私立保育園保護者連絡協議会 理事長
4		い だ よしお 井田 佳男	江戸川区立小学校PTA 連合協議会 会長
5		かのう し の 加納 志野	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰受賞企業 有限会社大千 代表取締役
6		たかはし じゅんこ 高橋 淳子	公募区民
7		たかはし まさあき 高橋 正明	江戸川区連合町会連絡協議会 一之江地区町会連合会会長
8		なかむら あつこ 中村 厚子	連合江戸川地区協議会 JP労組江戸川支部執行委員
9		はすぬま よしゆき 蓮沼 祥之	小松川第一中学校校長 人権教育推進委員会会長
10		はらしま ゆうき 原島 裕紀	公募区民
11		みやま み ち こ 見山 ミチ子	江戸川区ケアマネジャー協会 副理事長
12		もりもと かつや 森本 勝也	東京商工会議所江戸川支部 交通運輸分科会分科会長

(敬称略・五十音順)